

平成30年10月25日
総務省政策統括官(統計基準担当)

各府省(統計関係)における平成30年7月豪雨等への対応状況

- 平成30年7月以降、相次いで大規模な自然災害が発生し、統計調査の実施にも影響

- 平成30年7月豪雨(平成30年7月6日～8日。10月9日現在の人的被害:死者・行方不明者232人、物的被害:全壊・半壊:17,414棟等)
- 平成30年台風21号(平成30年9月4日～5日。10月2日現在の人的被害:死者14人、物的被害:全壊・半壊:215棟等)
- 平成30年北海道胆振東部地震(平成30年9月6日～。10月5日現在の人的被害:死者41人、物的被害:全壊・半壊:1,410棟等)
- 平成30年台風24号(平成30年9月29日～10月1日。10月2日現在の人的被害:死者・行方不明者2人、物的被害:全壊・半壊:108棟等)

- 中でも、全国の約370万住戸を対象に実施される「平成30年住宅・土地統計調査」については、平成30年9月15日～10月23日を実施期間として、地方公共団体を經由した調査員調査を主体としていることから、被災した地方公共団体とも調整の上、以下のような変更を申請

変更事項	変更内容	変更理由
調査対象の範囲	北海道の安平町、むかわ町を調査対象地域から除外	当該2町における家屋の倒壊被害等が甚大であり、報告者や調査経由機関である地方公共団体の実情等を踏まえ、調査実施期間を延長しても実施は困難な状況にあるため
調査の実施期間	北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の24市町(北海道:2町、岡山県:8市町、広島県:11市町、愛媛県:3市)について、調査終了時期を平成30年12月24日まで延長	報告者や調査経由機関である地方公共団体の実情等を踏まえつつ、結果精度の確保や調査結果の利用に支障が生じない範囲で、必要な調査期間を確保するため
報告を求め るために用 いる方法	オンラインのみによる回答期間経過後に紙の調査票を配布する「二段階配布方式」から、オンライン回答用のID・パスワードの配布と紙の調査票を同時配布する「同時配布方式」に変更	報告者や調査経由機関である地方公共団体の実情等を踏まえつつ、限られた調査実施期間の中で報告者に多様な回答方法を提供することにより、調査業務の効率化や回収率の確保等を図るため

- これについては、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」(平成28年総務省政策統括官(統計基準担当)決定)や統計委員会委員長談話(平成23年、平成28年)等を踏まえ、被災地方公共団体と連携した被害状況の把握や調整を通じ、必要最小限の範囲内で変更するものであることから、平成30年10月22日に承認^(注)。ただし、今回の変更による影響等について、結果公表時に十分な情報提供を行うよう要請

(注) 「「統計委員会が軽微な変更と認めるもの」の取扱いについて」(平成21年3月9日統計委員会決定)に該当

- また、当室において、平成30年6月28日から平成31年3月31日までの間に調査期間が設定されている調査の状況を確認した結果、住宅・土地統計調査以外にも、以下のとおり、22統計調査(うち4基幹統計調査)において、必要な措置を講じているところ

担当 省庁	統計調査 の名称	基 幹・ 一般 の別	調査周期・時期		措置・措置予定等	備考
			周期・ 経常の 別(注1)	調査期間(注2)		
内閣府	法人企業 景気予測 調査	一般	経常	H30. 7. 20～ H30. 8. 20	被害の大きかった地域 に所在する法人(7 社)への調査票の発送 を見送った。	
	消費動向 調査	一般	経常	H30. 7. 6～ H30. 7. 23	7月調査は予定どおり 公表。ただし、特に被 害の大きかった広島県 呉市については、一部 世帯への訪問を取り止 め。また、災害救助法 が適用された市町村内 の調査地点の督促は行 わず。 8月調査は、引き続 き、災害救助法が適用 された市町村内の調査 地点の督促は行わなか ったが、それ以外につ いては通常どおり実 施・公表。 9月調査からは通常ど おり実施・公表(予 定)。	
総務省	労働力調 査	基幹	経常	H30. 7. 25～7. 31	調査計画への影響は特 になし	一部地域におい て調査を一時中 断
法務省	犯罪被害 実態(暗 数)調査 (安全・ 安心な社 会づくり のための 基礎調 査)	一般	1 回限 り	H31. 1～H31. 2	調査地点の抽出につ いては、本年10月中に 実施する予定である ところ、各被災地域の 回復状況等について調 査受託事業者から情報 を収集するなどして、 調査地点から除外する 地域を検討する予定 である。	
財務省	年次別法 人企業統 計調査	基幹	経常	H30. 6. 8～7. 10	豪雨で被災された法人 について、平成30年 9月28日までに調査 票を提出すればよいこ ととした。	
	四半期別 法人企業 統計調査	基幹	経常	H30. 6. 27～8. 10	豪雨で被災された法人 について、平成30年 9月28日までに調査 票を提出すればよいこ ととした。	
	法人企業	一般	経常	H30. 7. 20 ～	財務局と調整し、被害	

	景気予測調査			H30. 8. 20	の大きかった地域に所在する法人（7社）への調査票の発送を見送った。	
文部科学省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	一般	周期	(7月調査) H30. 7. 7 ~ H30. 8. 10	7月調査の被災地域の対象者に調査票の督促を行わない。	調査票は7月5日に送付済み
	民間企業の研究活動に関する調査	一般	年	H30. 8. 1 ~ H30. 9. 1	オンライン回答サイト上に、激甚災害指定地域への回答期限の猶予の旨を記載済。	
厚生労働省	雇用動向調査	一般	経常	H30. 6. 20 ~ H30. 8. 24	個人票に関して、岡山県、広島県の調査を一時留保としていたが再開した。	
	医薬品価格調査	一般	1回限り	H30. 9~H30. 11	調査客体を抽出するに当たり、被害の大きな自治体の対象客体を除外した上で抽出	
	特定保険医療材料価格調査	一般	1回限り	H30. 10	調査客体を抽出するに当たり、被害の大きな自治体の対象客体を除外した上で抽出	
	社会保障生計調査	一般	経常（毎年）	H30. 4. 1 ~ H31. 3. 31	平成30年6月分以降の調査票の提出期限を延長、調査対象世帯が被災した場合は調査対象から除外	
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	一般	1回限り（変更承認申請中）	H29. 10. 1 ~ 10. 31	平成30年7月の豪雨の影響により、災害救助法の適用があった自治体（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県の一部）を除外	
農林水産省	木材統計調査	基幹	経常	毎月	木材統計調査（製材月別調査）の平成30年6月分の調査結果は、平成30年7月豪雨の影響により、調査票が回収できなかった一部の工場について、5月分の調査結果を用いて推計した。7月分の調査結果は、調査票が回収できなかった一部の工場について、操業が無かったものとして推計した。	
	農作物価格統計調査	一般	経常	毎月	平成30年7月分以降の調査結果は、平成30年7月豪雨の影響により、調査票が回収できなかった一部の客体について、同一府県	

					内又は同一農政局の平均価格の増減率を用いて、当月分の調査価格を補完し推計した。
	食品流通段階別価格形成調査	一般	一回限り	H30. 7～H30. 9	青果物生産者段階調査及び水産物漁業者段階調査について、災害救助法適用市町村（9府県59市37町4村（第11報））への調査票の配布を停止し、上記市町村以外での標本選定替えを行った上で実施。
経済産業省	中小企業実態基本調査	一般	経常	H30. 7. 11 ～ H30. 8. 31	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用市町村相当を調査対象地域から除外。
	外資系企業動向調査	一般	経常	H30. 8. 1 ～ H30. 8. 31	災害救助法適用地域のみ調査票の提出締切日をH30. 9. 14までとした。
国土交通省	住宅市場動向調査	一般	経常	H30. 9. 22 ～ H30. 12. 31	住戸被害の大きかった下記については、調査票送付を取りやめ。 ・岡山県岡山市、総社市 ・広島県広島市、呉市、三原市 ・愛媛県大洲市、宇和島市
	住生活総合調査	一般	周期	H30. 11. 17 ～ H30. 12. 17	承認されている調査計画の内容に変更は生じない。 ただし、住生活総合調査の対象となる調査区は「平成30年住宅・土地統計調査」の調査区から抽出するため、「平成30年住宅・土地統計調査」において調査対象地域から除外または実施期間が延長された市町を調査対象地域から除外した。
	宿泊旅行統計調査	一般	経常	H30. 7. 1 ～ H30. 7. 30	災害救助法が適用された61市38町4村に所在する宿泊施設については、7月分調査票の提出期限を延長。

(注1) 「経常」とはおおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で行われる調査、「周期」とはそれ以外の周期（2年に1回など）で行われる調査。

(注2) 経常調査については、直近の調査期間を記載。